

環境配慮型住宅助成金

長野県では、工事費の **20%** まで、最大 **50** 万円を助成し、住宅の性能向上リフォームを推進しています。

対象工事は省エネルギー化、バリアフリー化、県産木材使用、自然エネルギー設備の導入など
子育て世帯や移住世帯は助成額が増額されます。

冬の寒さは快適性、健康性に悪影響があり、脱衣・入浴時と就寝・起床時は特に影響が大きいといわれます。
助成金をうまく活用してリフォームし、快適・健康に暮らし、住宅を長く大切に使いましょう。

助成対象者

住宅をリフォームする方で、次の**いずれか**に該当する方

- 県内に居住する方
- 県外から県内に移住※する(した)方

※対象期間：交付申請日の属する年度の前年度の4月1日～実績報告日

助成対象住宅

次の**いずれにも**該当する住宅
(住宅部分が1/2以上の店舗等併用住宅を含む)

- 県内に所在する住宅
- 申請者が自ら居住または所有する住宅
- 自然エネルギー設備の導入について検討を行ったもの

助成額・助成対象工事

[助成額] 次の金額のうち最も小さい額
(1,000円未満切捨て)

- 工事内容に応じた下表の金額の合計額
- 総工事費の20% ● 50万円

[助成対象工事] 県内事業者が施工※する総工事費50万円以上のリフォーム工事

※令和元年東日本台風の被災者に限り、県外事業者でも可

必ず実施していただくリフォーム

対象室 (いずれか一方)	● 浴室と脱衣所	● 寝室
対象工事 (両方必須)	外気等に接する壁・床・天井・屋根の10㎡以上を断熱改修 (改修部分の合計面積で可)	外気等に接するすべての建具の断熱性能を確保 (既に断熱性能がある建具の改修は不要)
助成単価	2,000円/㎡	15,000円/箇所
断熱性能の基準	建築物省エネ法の仕様基準 (平成28年国土交通省告示第266号) を引用	

あわせて実施すると助成額が加算されるリフォーム等

加算区分	対象工事等	助成単価
①省エネ	ア (上記「必ず実施していただくリフォーム」対象室以外で) 外気等に接する壁・床・天井・屋根を断熱改修	2,000円/㎡
	イ (上記「必ず実施していただくリフォーム」対象室以外で) 外気等に接する建具を断熱改修	15,000円/箇所
②バリアフリー	ア 床の段差を解消 (勾配1/12以下のスロープ設置)	2,000円/箇所
	イ 出入口の幅を拡張 (通行上有効な幅を750mm以上確保)	10,000円/箇所
	ウ 便器の取り替え (和式から洋式に)	50,000円/箇所
	エ 便所または浴室の面積を拡大 [便所：内法1,100×1,300mm または、洋式便器と前方・側方の壁の距離500mm 浴室：短辺内法1,400mmかつ内法面積2.5㎡]	50,000円/箇所
③県産木材	ア 仕上げ用板材または合板を使用	2,000円/㎡
	イ ア以外の材を使用	5,000円/㎡
④瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険に加入	10,000円
⑤子育て世帯	子ども (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) が同居	100,000円
⑥移住世帯	県外から助成対象住宅に移住	100,000円
⑦自然エネ	自然エネルギー設備を導入	100,000円
⑧蓄電池	蓄電池を設置 (蓄電容量4kWh以上で太陽光発電設備に連結するもの)	100,000円

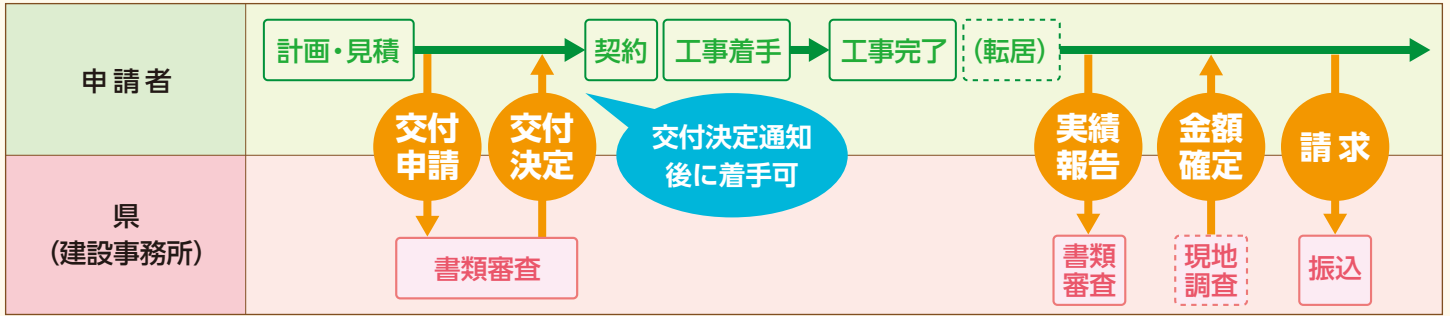
◎ ⑤⑥を選択する場合、【フラット35】の金利を引下げ 当初5年間 ▲0.25%
住宅の耐久性等の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。

◎ 詳細は「環境配慮型住宅助成金交付要綱」、「環境配慮型住宅助成金交付取扱要領」をご確認ください。

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」、「グリーン住宅ポイント制度」など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。



申請手続きの流れ



募集期間 [いずれも、令和3年度中に着手するリフォームが対象]

工事完了の時期	～ 令和4年3月31日	令和4年 4月1日～ 令和5年3月31日
募集期間※	令和3年4月15日～ 令和4年2月15日	令和3年12月1日～ 令和4年3月15日

※ 先着順で助成対象を決定し、予定額に達した時点で募集を終了します。

申請に必要な書類 申請書類の様式は、長野県公式ホームページからダウンロードできます。

交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付申請書（様式第1号） ■ 付近見取図 ■ 工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等 ■ 工事費見積書の写し ■ 工事箇所ごとの工事着手前の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ■【選択④を適用する場合】 リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し等 ■【選択⑦⑧を適用する場合】 自然エネルギー設備等導入に係る確認書 ■【申請者が自ら所有する住宅でない場合】 リフォーム工事实施に係る同意書（様式第2号）
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実績報告書（様式第6号） ■ 工事請負契約書または工事注文請書の写し ■ 領収書、金融機関振込依頼書の写し等 ■ 工事箇所ごとの工事完了後の写真 ■ 隠蔽部分の工事内容が確認できる工事中の写真 または出荷証明書・納品書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ■【選択③を適用する場合】 信州木材認証製品出荷証明書等の写し ■【選択④を適用する場合】 リフォーム瑕疵保険の証券の写し ■【選択⑤を適用する場合】 住民票の写し（本人及び子ども。発行後3か月以内） ■【選択⑥を適用する場合】 住民票の写し（発行後3か月以内）

申請・お問い合わせ先

申請対象の住宅の所在地を管轄する建設事務所の建築担当課が受付窓口です。

名称	電話番号	名称	電話番号
佐久建設事務所建築課	0267-63-3160	木曾建設事務所整備・建築課	0264-25-2229
上田建設事務所建築課	0268-25-7142	松本建設事務所建築課	0263-40-1935
諏訪建設事務所建築課	0266-57-2923	大町建設事務所整備・建築課	0261-23-6524
伊那建設事務所建築課	0265-76-6830	長野建設事務所建築課	026-234-9530
飯田建設事務所建築課	0265-53-0468	北信建設事務所建築課	0269-23-0220

関連する取組のご案内

住宅・建築物耐震改修総合支援事業

長野県建設部建築住宅課指導審査係（電話 026-235-7335）

住宅の耐震診断・耐震改修の支援をしています。

リフォームタイプとの併用が可能です。

ECOCO（長野県産材 CO₂固定量認証制度）

長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室
（電話 026-235-7266）

木の家は第2の森林。

環境にやさしい住宅としてPRできます。



信州木材認証製品（信州木楽ネット）

信州木材認証製品センター（電話 026-226-1471）

県産木材の活用に取り組む林業者、取扱店、工務店、設計事務所等の情報を提供しています。

信州 ACE（エース）プロジェクト

長野県健康福祉部健康増進課
（電話 026-235-7112）

世界で一番の健康長寿を目指して、健康づくり県民運動を展開しています。



環境配慮型住宅助成金の
詳しい情報はこちら

長野県建設部建築住宅課建築企画係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7339 FAX026-235-7479

電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kankyohairyo.html>



環境配慮型住宅 検索

